

騎馬隊の運用要綱の制定について（例規）

最終改正 令和 7. 3. 21 例規地域第13号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

京都府警察では、平安建都1200年を契機として、京都独自の歴史と伝統を反映し、かつ、より府民に親しまれる警察活動を推進するため、この度、下記のように騎馬隊の運用要綱を定め、平成6年2月10日から実施することとしたから、実効の挙がるように努められたい。

記

騎馬隊の運用要綱

1 任務

騎馬隊は、次に掲げる活動に従事することを任務とする。

- (1) 登下校時等における児童・生徒の見守り活動
- (2) 観光地等における警戒活動
- (3) 防犯・交通安全意識の醸成のための広報啓発活動
- (4) 体験騎乗、記念撮影等を通じた府民等とのふれあい活動
- (5) 警察が主催する諸儀式又は行事における活動
- (6) 地方公共団体等が主催する公共的な儀式又は行事への参加
- (7) 祭礼行事等における雑踏警備及び奔馬対策活動
- (8) その他府民の安全・安心を守る上で必要と認める活動

2 編成

騎馬隊は、騎馬隊長（以下「隊長」という。）、副隊長及び騎馬隊員（以下「隊員」と総称する。）をもって編成する。

3 隊長の職務

隊長は、命を受け、騎馬隊の事務を処理し、隊員を指揮監督するとともに、隊員の教育訓練、馬匹その他の備品の管理に当たるものとする。

4 勤務時間

- (1) 隊長の勤務時間は、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号。以下「勤務訓令」という。）第2条に定めるところによるものとする。
- (2) 隊員の勤務時間は、勤務訓令第4条第2項に定めるところによるものとする。

5 活動区域

騎馬隊の活動区域は、京都府域とする。

6 派遣要請

- (1) 所属長は、騎馬隊派遣要請書（別記様式）により、地域部地域課長に騎馬隊の派遣を要請することができる。この場合において、派遣の要請は、派遣要請日前2週間までに行うものとする。
- (2) 地域部地域課長は、騎馬隊の派遣要請があった場合は、その要否について審査し、結果を要請者に通知するものとする。

7 隊員の心得

隊員は、騎馬隊の任務をよく自覚して行動するとともに、常に技能の向上を図るよう
に努めなければならない。

8 委任

この例規通達に定めるもののほか、騎馬隊の運用に関する細部事項は、別に定めるものとする。

別記様式

騎 馬 隊 派 遣 要 請 書	
地域部地域課長 殿 (文 書 発 送 番 号) 年 月 日 (所 属 長)	
日 時	年 月 日 (曜 日) 午前・後 時 分～午前・後 時 分
場 所	
派遣要請人員等	・警察官 (～) 人 ・馬匹頭数 頭
活 動 の 内 容	
行 事 の 名 称	
行 事 の 目 的	
行 事 の 概 要	
対 象 人 員 等	・一般 人 ・児童生徒 人 ・青少年 人 ・その他 ()
行事の責任者	電話 ()
連 絡 先	電話 ()
共 催 者 等	
雨天時の措置	
駐 車 場	・有 ・無 ・その他 ()
備 考	

現 場 付 近 略 図

N



*現場付近の交通規制及び駐車場を記入すること。